

四半期財務情報の開示による効果

鈴木 雄一郎

The Introduction of the Quarterly Financial Report and its Result

Yuichiro SUZUKI

ABSTRACT

This paper deals with "the quarterly financial report" which had been introduced to Japan in 2003 and its result. The first half of the paper investigates the process in which "the publication of the quarterly financial report" was introduced. The latter half examines the result caused by the introduction of "the publication of the quarterly financial report." In particular, this result is analysed from the perspectives of timely disclosure which "the publication of the quarterly financial report" holds.

KEYWORDS : Quarterly Financial Report Timely Disclosure Form10-Q

アクション・プログラム 公正性 透明性

I はじめに

これまで四半期決算をおこない四半期毎の財務情報を開示している企業は、米国会計基準による会計処理をおこなっている企業や、積極的にIR活動をおこなっている企業などに限られていた。しかしながら金融庁と東京証券取引所は、2002年6月に東証一部上場企業と二部上場企業に対して四半期財務情報の開示を義務づける方針を固めた。東京証券取引所はこの方針が固まると同時に「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」の公表をおこなった。これにより2004年4月1日以降に開始する事業年度から、すべての上場企業に四半期財務情報の開示を義務づけることとなった。

本稿ではこの四半期財務情報の開示がわが国に導入されることによる効果と、短期的に時価情報

が開示されることによる「時価情報の適時性」の変化について考察する。四半期財務情報の開示がおこなわれることにより、どの程度、有価証券市場の公正性・透明性の確保がなされるのか。また、投資家の意思決定に際し重要な役割を果たす会社情報が、適時かつ適正に開示されるのかを検討する。さらに四半期財務情報の開示により、時価情報の開示に関する適時性の改善が可能となるのかを考察する。

II 諸外国における四半期財務情報開示の導入状況

米国やカナダでは、1970年代から四半期財務情報の開示が導入されているのをはじめ、近年では、中国、香港、韓国、シンガポール、その他のアジア諸国においても導入が進められており、EUにおいては2005年までに導入するべく具体的な検討

受理日：平成16年9月16日

表 I 欧米諸国

国名	導入状況
米国	1934年証券取引法に基づく現在の四半期報告書(10-Q)制度を1970年に導入。
カナダ	1978年以降、州証券法や証券取引所規則等で四半期財務情報の開示を義務づけ。
ドイツ	新興企業向け市場ノイア・マルクトで四半期開示を実施。DAX指数の構成銘柄の自発的な開示も拡大。
フランス	新興企業向け市場ヌーボー・マルシェで四半期開示を実施。商事会社法により純売上高については一律に開示を義務づけ。
ギリシャ・イタリア・スペイン・スウェーデン等	法制度または取引所規則により、四半期開示を一律に義務づけ。
EU	2005年までに四半期開示制度の導入を予定。

[出典] 東京証券取引所『四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム』より。

がなされている⁽¹⁾。特に東南アジア諸国においては、通貨危機により起こった金融市場における信用の低下を回復するために、積極的な金融・資本市場の整備を進めており、その一環として四半期財務情報開示の制度化を進めている。これにともないわが国でも四半期財務情報の開示に向けて早急な対応が必要になった⁽²⁾。

1 欧米での導入状況

米国での四半期財務情報は、会計原則審議会(APB)の意見書(APBO No.28)や米国財務会計基準審議会(FASB)の基準書(SFAS No.3 No.16 No.69)などの基準に従った作成をおこない、作成後、45日以内に米国証券取引委員会(SEC)への登録が義務づけられている。同時に作成された四半期財務情報は、株主へ送付することも義務づけられている。

45日以内のSECへの登録期限については、2001

年に起こったエンロン事件を契機として登録期限の短縮を図ることとなった。これにより四半期報告書(Form10-Q)の登録期限は45日から30日へと短縮されることとなった⁽³⁾。

2 アジア諸国での導入状況

欧米だけではなくアジア諸国でも中国、香港、韓国、シンガポールといった国々で、四半期財務情報開示の導入が進められている。

中国では、国際会計基準に準拠したかたちでの会計基準作りが進んでおり、2001年12月には、中国証券監督委員会より、新たに国内のA株市場へ株式公開した場合は、国際会計基準による情報開示が求められようになり四半期財務情報の開示については、2001年1月1日以降、既に実施が始まっている。

香港では、国際会計基準に準拠している香港会計基準、国際会計基準もしくは米国会計基準のい

表 II アジア諸国

国名	導入状況
中国	2001年の法改正により四半期報告諸制度を導入。
香港	新興企業向け市場(GEM)で四半期開示を実施。全ての上場企業に対する開示義務の拡大を検討中。
韓国	2000年の法改正により四半期報告諸制度を導入。
シンガポール	2003年から全ての上場会社に四半期開示を導入。

[出典] 東京証券取引所『四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム』より加筆。

ずれかを継続して適用することが求められている。四半期財務情報の開示については、新興企業向け市場（GEM）での実施が既に始まっており、今後はGEMだけではなく全ての市場の上場企業に四半期財務報告の開示を求めるよう検討が進められている。

韓国では、2000年の時点での四半期財務情報開示の義務化が決められており、既に法制度化がおこなわれ四半期財務情報の開示が実施されている。

シンガポールでの四半期財務情報開示は、ちょうどわが国での情報開示と同じ時期におこなわれることとなった。2001年9月にシンガポールの経営者、会計専門家、金融機関、学者などの12人で構成された「ディスクロージャーと会計基準委員会」によって、最初に「独立した会計基準設定主体を設立し、シンガポール独自の会計基準を設定すること」⁽⁴⁾が提言された。さらに「2003年1月1日以降に開始する事業年度より、国際会計基準を適用すること」⁽⁵⁾や「2003年1月1日以降に開始する事業年度より四半期財務情報開示の実施」⁽⁶⁾が提言された。これによりシンガポールでは、2002年8月に「企業のディスクロージャーと企業統治会議（CCDG）」が創立され、上場企業では、国際会計基準に沿ったシンガポール財務報告基準での開示がおこなわれるようになった。また2003年1月以降に開始する事業年度からは、四半期財務情報の開示が非監査ながらも実施されている。

3 日本での導入状況

欧米やアジア近隣諸国での四半期財務情報開示の実施が進むことにならって、わが国でも四半期財務情報開示の導入について検討が進められた。最初に2001年8月に金融庁より公表された「証券市場の構造改革プログラム」の中で、「発行企業の株主重視の経営姿勢の確立」という項目が「四半期短信等による経営情報開示の促進」を証券取引所への検討要請というかたちで取り上げた⁽⁷⁾。これを受け東京証券取引所では、同年11月に東証上場企業2,098社に対して、アンケート調査を実施している⁽⁸⁾。東京証券取引所では、このアンケートの結果を踏まえて四半期財務情報開示の導入についての検討をスタートさせた。

III わが国の四半期財務情報開示

わが国では、金融庁からの要請を受けて東京証券取引所が四半期財務情報開示の制度化に向けて主導的な役割を果たしてきた。東京証券取引所では、2001年11月26日時点での内国株券の発行会社（市場第一部、市場第二部及びマザーズの各上場会社）計2,098社に対して四半期財務情報の開示に関するアンケート調査を実施した（表Ⅲ参照）。このアンケート調査の項目は、四半期財務情報の開示に関する実態調査と意識調査に分かれている。また実態調査の項目は、四半期財務情報の開示実態と、内部管理資料の作成実態に分かれている。

表Ⅲ アンケート調査内容

実態調査		意識調査
四半期財務情報の開示実態	内部管理資料の作成実態	
・開示の有無、開示方法等	・四半期資料の作成の有無等	・法制化の是非、当取引所への要望
・開示の時期	・作成の時期（四半期資料）	
・開示内容	・作成内容	・開示可能と考える内容
・財務諸表等の作成基準等		・望ましい作成基準の取扱い
・会計監査等の実施状況		・望ましい会計監査等の取扱い

[出典] 東京証券取引所『四半期財務情報の開示に関するアンケート調査結果について』より。

なお、この調査時点では注意しなければならないのが、調査対象のうちマザーズ市場へ上場している企業については、1999年11月の開設当初から既に「四半期業績の概況報告」が義務づけられていたということである。マザーズやNASDAQ・ジャパン(現ヘラクレス)のように、ベンチャー企業の資金調達の機会を確保するために新市場が開設された。これらの新興企業向け市場では、企業基盤が確立する段階に至らなくとも株式公開が可能であることから、短期間の間に企業の業績が大きく動く可能性が考えられる。このため市場の透明性の向上と活性化を図るために、ディスクロージャーの観点から四半期毎の概況報告が義務づけられていた。

これは限られた範囲での概況報告であり、東京証券取引所が目指す四半期財務情報開示に比して簡便化されたものではあるが、四半期毎に情報開示をおこなうということについては、マザーズ市場への上場企業の方が、市場一部、市場二部への上場企業よりも抵抗が少なかったであろうと考えられる。

1 アンケート調査の結果

アンケートの回答状況については、回答率が市場第一部で1,491社中1,048社(70.3%)、市場第二部で571社中403社(70.6%)、マザーズで36社中23社(63.9%)と、概ね70%の回答率であった。このうち四半期財務情報開示を実施している企業が、105社(7.1%)であり1,369社(92.9%)の企業が開示を実施していない。なお、開示を実施している企業のうち16社(1.1%)については、海外市場での開示も実施している。また、開示を実施していない企業のうち5社(0.3%)については、かつては開示の経験がある企業である(表IV参照)。

表IV 四半期財務情報の開示状況

	回答会社数	比率(%)
四半期財務情報を開示している会社	105	7.1
うち、国内と海外の双方で開示している会社	16	1.1
うち、国内でのみ開示している会社	89	6.0
四半期財務情報を開示していない会社	1,369	92.9
うち、かつて開示した経験のある会社	5	0.3
総 計	1,474	100.0

[出典]東京証券取引所『四半期財務情報の開示に関するアンケート調査結果について』より。

東京証券取引所が2001年12月14日時点で集計したこの開示実態のアンケートでは、90%以上の企業が四半期財務情報の開示を実施していないことが分かった。この結果からは、わが国企業の四半期財務情報の開示に対する意識が低いように見えるが、意識調査の結果を見ると必ずしもそうではないことが分かる。

四半期財務情報の開示に関する意識調査の部では、「法制化の是非、当取引所への要望」、「開示可能と考える内容」、「望ましい作成基準の取扱い」、「望ましい会計監査等の取扱い」についての調査をおこなっている。わが国企業の四半期財務情報の開示に対する意識は、当該調査の「法制度化の是非」に対する回答を見ることによって把握できると考えられる(表V参照)。

意識調査の部では、「四半期財務諸表開示の制度化に係る是非」として「四半期財務情報の開示を(将来的に)法律に基づく開示制度として整備すべきとの意見がありますが、どのように考えますか。」といった設問を設けている。この設問に対して1,472社からの回答を得ている。

表V 四半期財務情報開示の制度化に対する是非

	賛 成	条件付き賛成	反対だが一定の条件により容認	反 対	分からぬ	不 回 答
回答社数	131	550	370	244	158	19
比率(%)	8.9	37.4	25.1	16.6	10.7	1.3

[出典]東京証券取引所『四半期財務情報の開示に関するアンケート調査結果について』より。

2 制度化の賛成理由

制度化に対して「賛成」もしくは「条件付き賛成」とした企業（681社）に対して、「賛成である」と判断される理由はどのようなものですか。（回答は複数選択）」という設問を設けており、605社からの有効な回答が得られている。

「賛成」と判断する理由には、「公開会社として当然の義務」（48.1%）、「同業他社との迅速な業績比較に有用」（31.7%）、「事業環境の変化に即応した経営に必要」（35.4%）、「海外における開示制度と整合的」（25.8%）、「投資者の適切な投資判断を促す上で有益」（79.7%）等といったものが挙げられている⁽⁹⁾。回答内容からは、「公開会社として当然の義務」、「投資者の適切な投資判断を促す上で有益」といった回答の比率が高く、ディスクロージャーに対する意識水準が高いことが伺える。つまり制度化されていない時点では、積極的に四半期財務情報の開示をおこなう企業は少ないが、多くの企業は、ディスクロージャーに対する意識水準が高く、四半期財務情報開示の必要性を理解していると考えられる。

3 制度化の反対理由

制度化に対して「反対」もしくは「反対であるが一定の条件が満たされればやむを得ない」とした企業（614社）に対して、「制度化には反対である」と判断される理由は、具体的にどのようなものですか。（回答は複数選択）」という設問を設けており、484社からの有効な回答が得られている。

「反対」と判断する理由には、「短期的な経営評価の傾向を醸成（助長）」（48.1%）、「業績の季節変動等の特性から有用な情報とならない」（65.3%）、「営業上、不利益となる」（4.1%）、「作成・開示に係るコストに見合う利益がない」（65.1%）等といったものが挙げられている⁽¹⁰⁾。回答内容からは、投資家が短期的な業績内容によって意思決定してしまうのではないかという懸念が存在していることが伺える。また四半期財務情報の開示を実施するにあたっての新たなコスト、実施した際の対費用効果といった懸念の存在も大

きい。さらに少数ではあるが「営業上、不利益となる」といった回答が存在している。この反対理由が、ディスクロージャーによる有価証券市場の公正性・透明性に反対するものであるならば、少数意見とはいえ、日本の証券市場において大きな問題である。

4 制度化に対する条件

制度化に対して「条件付きで賛成である」もしくは「反対だが一定の条件が満たされればやむを得ない」とした企業（920社）に対して、「制度化には条件がある」と判断される場合に、どのような条件が満たされれば、制度化に賛成しますか（又はやむを得ないと認識しますか）。（回答は複数選択）」という設問を設けており、889社からの有効な回答が得られている。

賛成もしくは容認のための条件とは、「本格適用までの相当程度の時間的猶予」（67.2%）、「半期報告書と比較して開示内容の簡素化」（94.4%）、「半期報告書制度の廃止」（26.4%）、「四半期配当制度の導入」（2.6%）、「有価証券届出書に係る効力発生期間短縮等の優遇措置」（6.0%）、「公認会計士等によるレビュー制度の整備」（48.6%）、「米国会計基準等による連結財務諸表作成の認容」（3.0%）等といった条件が挙げられている⁽¹¹⁾。

様々な条件の中、多くの企業が最も要望しているのが「半期報告書と比較して開示内容の簡素化」である。今まで本決算・中間決算と年2回の手続きが、四半期毎に決算をおこなうようになれば単純に二倍の負担が掛かることになる。これらを考えれば手続きの簡素化は最も求められる条件であろう。同様に「半期報告書制度の廃止」等も手続きの負担を軽減させるための条件であると考えられる。また二番目に要望の多い条件が、「本格適用までの相当程度の時間的猶予」である。短期間のうちに手続きが倍増する四半期財務情報の開示を導入することになれば準備も含め、企業にとっては相当の負担が強いられることになる。企業としてはその負担をできる限り軽減させるために、当然、導入までの期間的猶予を求めてくるこ

となるであろう。今回の調査でも、半数以上の企業で四半期毎の内部管理資料のとりまとめを実施または予定していない状況が明らかになっている。同様に「米国会計基準等による連結財務諸表作成の認容」も負担軽減のための要望である。米国会計基準によって財務諸表を作成している企業であれば、当然、四半期財務情報の開示は実施されているわけで、米国基準での開示が認められれば改めて日本基準での開示手続きを踏まなくとも済むので負担の軽減が図されることになる。

5 望まれる作成基準の取扱い

「四半期財務情報の開示が一律に求められるとした場合、財務諸表等の作成基準の取扱いについてどのように考えますか。(回答は複数選択)」という設問を設けており、1,458社から有効な回答が得られている。

各社の回答では「中間決算で適用しない(認められない)簡便な処理が認められるべき」(73.5%)という回答が大多数を占めており、次いで「中間連結財務諸表作成基準(又は中間財務諸表作成基準)に準拠すべき」といった回答になっている。やはりここでも前回の「制度化に対する条件」と同様に「手続きの簡便化」と「開示内容の簡素化」が求められている。

東京証券取引所は、この「四半期財務情報の開示に関するアンケート調査」の結果を踏まえて四半期財務情報開示の具体的な導入に向けて動き出すことになった。アンケートの結果から、各企業が四半期財務情報開示の重要性を理解しており、その導入に向けての理解が得られると判断したからである。この後、四半期財務情報開示を導入するための具体的なスケジュールが決められていく。

IV アクション・プログラム

2001年12月に東京証券取引所が、「四半期財務情報の開示に関するアンケート」の調査結果を公表した。2002年3月には日本証券業協会が、JASDAQ市場への上場企業を対象としておこ

なった「四半期財務情報開示に関するアンケート」の調査結果を公表した。その後、2002年6月に東京証券取引所から「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム(以下:アクション・プログラム)」が公表された。これは東京証券取引所への上場企業を対象とした四半期財務情報の開示を義務づける行動計画であり、その開示を東証一部市場・二部市場へ上場する企業へ義務づける方針を示した実施計画である。

1 アクション・プログラムの背景

アクション・プログラムが四半期財務情報の開示を求める背景には、近年、企業内容の開示を巡っては、経済のボーダレス化の進展等といった環境変化に伴い、上場企業の業績に短期的かつ急激な変動が生じるケースが多数見られている。これら短期的かつ急激な経済環境の変化に対して、現行では、年2回の決算内容の開示や業績予想の修正等により情報開示をおこなっているが、急激な変化に充分な対応がとれた投資判断情報の提供にはなっていない¹²。

当時、機関投資家を対象として実施されたアンケート調査の結果、回答企業の60%が「現状の企業のIR・ディスクロージャーが投資活動をおこなう上で充分と言えない」とし、今後HP上で公開を希望する情報として、回答企業の70%が「月次報告(販売・受注動向等)」という極めてタイマーなディスクロージャーを要求している¹³。

以上のような背景を踏まえ、東京証券取引所では、資本市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を維持・確保するための喫緊の課題として、投資家の求める上場企業の業績変化に関する適切な開示性の構築を進める必要性を認めている。また金融庁の「証券市場の構造改革プログラム」で取り上げられている「発行企業の四半期短信による経営情報開示の促進」といった要請。さらに「四半期開示に向けた取り組みを強化するとの観点から、取引所に対し、その進め方を明らかにする行動計画の策定を6月中に要請する」といった閣議決定による検討要請がなされた。

先に「II 諸外国における四半期財務情報開示の導入状況」で述べたように、欧米諸国だけでなくアジアの近隣諸国においても国際会計基準や米国会計基準の適用や、四半期財務情報開示の採用が急速に進められていた。今後の国際的な資本市場への参入やわが国の国際競争力の確保といった点からも、わが国でも早急に四半期財務情報の開示に向けた対応を図る必要に迫られていたわけである。

2 アクション・プログラム導入前の状況

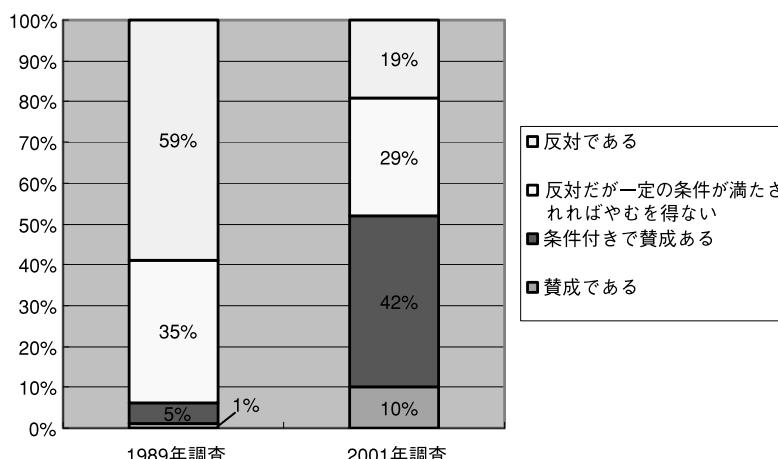
東京証券取引所に上場している企業のうち四半期財務情報の開示を実施している企業は105社と、上場企業全体の約7%の数値である。この105社のうち23社は東京証券取引所でもマザーズ市場に上場している新興企業からの回答であり、マザーズ市場への上場企業には、第一四半期および第三四半期の業績概況の開示が義務づけられている。よって自主的に四半期財務情報の開示をおこなっている企業は、僅か82社(5.6%)しか存在していないのが現状である⁽¹⁴⁾。

しかしながら実際に四半期財務情報の開示を実施していないまでも、会計ビッグバン後の国際会

計基準重視の動きや、諸外国の動向の動向、投資家の情報ニーズを反映してか、以前の調査時よりも四半期財務情報開示の導入を条件付きではあるが、受け入れようとする姿勢は出来つつある⁽¹⁵⁾。

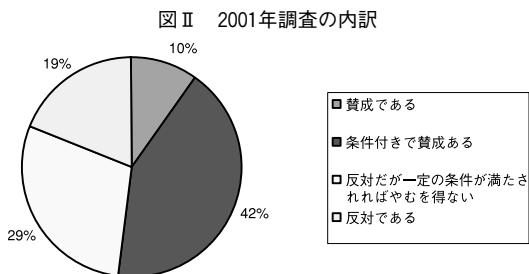
1989年当時の調査では、四半期財務情報開示の導入に対して「賛成である」とする企業は僅か1%だったにも関わらず、2001年時点では、10%へと増加している。逆に「反対である」とする企業は、1989年当時の59%から19%へと減少している。また「条件付きで賛成である」が1989年当時の5%から42%へと大幅に増加している。先に「4 制度化に対する条件」のところで見たが、「条件付きで賛成である」の条件とは、その大部分が「手続きの簡素化」と「コスト負担の軽減」であった。つまり時間的な負担と、コスト増加の負担を図ることが出来れば「条件付きで賛成である」と回答している企業の殆どが、「賛成である」と回答している企業に含まれることとなるのである。

図I 四半期報告に対する意識の変化



[出典] 東京証券取引所『四半期財務情報の開示に関するアンケート調査結果について』より加筆。

「条件付きで賛成である」と回答している企業の条件を満たし、全ての企業を「賛成である」の企業として取り込むことが出来たとすれば、50%超の企業が四半期財務情報開示の制度化に肯定的な姿勢ということになる。更に「反対だが一定の条件が満たされればやむを得ない」と回答している企業の条件を満たすことが出来れば、制度化の実施が進むことになると考えられる。東京証券取引所は、このような背景の基に具体的な実施計画を描くこととなった。



3 四半期業績の概況の開示義務づけ

アクション・プログラムでは、2段階にわけて四半期財務情報開示の導入を義務づけた。先に述べたように「条件付きで賛成である」と回答している企業と、「反対だが一定の条件が満たされればやむを得ない」と回答している企業が持つ条件をクリアすることが重要となる。そのためにアクション・プログラムでは、「手続きの簡素化」と「コスト負担の軽減」、「本格適用までの相当程度の時間的猶予」といった条件に的を絞っている。

アクション・プログラムでは、2003年4月1日以降に開始する事業年度から開示を義務づけると規定されている。しかし四半期財務情報の開示が開始される2003年度においては、本来の「四半期財務・業績情報の開示」ではなく、第一四半期末と第三四半期末の経過後にそれぞれの時点における業績（経営成績）の進捗および財政状態の変動状況を「四半期業績の概況」として開示することを義務づけている。この「四半期業績の概況」の開示については、現下の投資家ニーズに迅速に対

応することを主たる目的と明確に位置づけ、新たに多額のシステム投資等を実施せずとも、各企業において既に把握しているか又は容易に把握することが可能な情報に基づく開示⁽¹⁶⁾でも、制度上の要請に合致するものと考えている⁽¹⁷⁾。つまり「概況の開示」に留まることにより、本来の「四半期財務・業績情報の開示」よりも簡素化されコスト負担を押さえた導入を実施したことになる。

V おわりに

既に四半期財務情報開示制度の導入を済ませている諸外国では、連結ベースの要約損益計算書や要約貸借対照表の形式によって開示がなされている。東京証券取引所でも国際比較の観点から遅色のない四半期財務・業績情報の開示を考えている。しかしながらその前提として、各企業の開示内容の比較可能性や正確性を確保するための実務要領が、利用者および作成者双方のコンセンサス下で整備されるとともに、これに上場企業各社の実務が対応（インフラ投資含む）するための最低限の時間的猶予が確保されることも必要と考えている。こうした環境整備等の進展状況を睨みながら、2004年4月1日以降に開始する事業年度から、全ての上場企業に諸外国における四半期情報の開示と遅色ない内容を備えた四半期財務・業績情報の開示を義務づけることを目標とする⁽¹⁸⁾。

導入初年度にあたる2003年度4月1日～2004年3月31日までの事業年度については、簡便化された概況の開示に留まり、2004年4月1日から始まる四半期財務情報の開示の本格的導入まで、相当程度の時間的猶予を図っての導入を実施したことになる。

まもなく本格的な四半期財務情報の開示が導入なされて最初の会計年度（2005年3月31日）が終了する。このタイミングにおいてディスクロジヤーに対する環境整備の進展状況を改めて検討し、四半期財務情報の開示による公平性・透明性の確保を更に進展させる行動が必要であると考える。

四半期財務情報の開示による効果

⁽¹⁾東京証券取引所『「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」の推進に向けた今後の取り組みについて』2003年8月、2ページ。

⁽²⁾東京証券取引所『四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム』2002年6月、4ページ。

⁽³⁾<http://www.sec.gov/news/press/2002-53.txt> SECで登録期限を30日に短縮すると一度は決まったが、その後、企業改革法により段階的に35日間への短縮となった。

⁽⁴⁾Disclosure and Accounting Standards Committee, *Report of The Disclosure and Accounting Standards Committee*, Sep. 2001, Recommendation 1.

⁽⁵⁾Ibid., Recommendation 3.

⁽⁶⁾Ibid., Recommendation 6.

⁽⁷⁾金融庁『証券市場の構造改革プログラム』2001年8月、4ページ。

⁽⁸⁾東京証券取引所上場部『四半期財務情報の開示に関するアンケート』2001年12月、1ページ。

アンケートの回収率は70.3%であり、その結果によれば7.1%の企業が自主的に四半期財務情報の開示を実施して

おり、46.3%の企業が四半期財務情報開示の制度化を認めている。

⁽⁹⁾同上書、11ページ。

⁽¹⁰⁾同上書、12ページ。

⁽¹¹⁾同上書、11ページ。

⁽¹²⁾東京証券取引所、前掲書、2ページ。

⁽¹³⁾社団法人生命保険協会『平成13年度株式価値向上に向けた取り組み状況等について』2001年12月28ページ。

⁽¹⁴⁾東京証券取引所上場部、前掲書、2ページ。

⁽¹⁵⁾東京証券取引所、前掲書、5ページ。

⁽¹⁶⁾例えば、売上・受注・収益動向に関する事項、主な資産・負債等の増減に関する事項などの部分的な財務情報と、これらに関連する記述的な情報（定性的情報）を内容とする開示。

⁽¹⁷⁾東京証券取引所、前掲書、8ページ。

⁽¹⁸⁾同上書、9ページ。

（鈴木雄一郎：四国大学 財務会計学研究室）